（様式８）

# 乗務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

住所 氏名又は名称 代表者氏名

（連絡先）担当者氏名

（連絡先）電話番号

（連絡先）ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

乗務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

１．乗務後自動点呼を行う自動車運送事業の種類（該当するものに○をつけること）一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客・一般貨物・特定貨物

２．営業所・車庫の名称等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所・車庫の名称 | 営業所・車庫の位置 | 使用する認定機器の名称  （製品番号・認定番号） |
|  |  |  |
|  |  |  |

３．乗務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日 ４．添付書類

・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類

・自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類

・監視カメラの設置場所が分かる書類

・乗務後自動点呼の実施に係る宣誓書（別紙１）

（様 式９）

# 乗務後自動点呼の変更に係る届出書

令和 年 月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

住所 氏名又は名称 代表者氏名

（連絡先）担当者氏名

（連絡先）電話番号

（連絡先）ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

乗務後自動点呼を下記のとおり変更しようとするので関係書類を添えて届出します。

記

１．乗務後自動点呼を変更する自動車運送事業の種類（該当するものに○をつけること）一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客・一般貨物・特定貨物

２．乗務後自動点呼を変更する理由 ３．変更する営業所・車庫の名称等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所・車庫の名称 | 営業所・車庫の位置 | 使用する認定機器の名称  （製品番号・認定番号） |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．変更予定日 令和 年 月 日

５．添付書類（変更があるものについて添付すること）

・変更後の体制がわかる書類

・自動点呼機器の変更後の設置場所及び設置の状況が分かる書類

・変更後の監視カメラの設置場所がわかる書類

・乗務後自動点呼の変更に係る宣誓書（別紙２）

（様 式 10）

# 乗務後自動点呼の終了に係る届出書

令和 年 月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

住所 氏名又は名称 代表者氏名

（連絡先）担当者氏名

（連絡先）電話番号

（連絡先）ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

乗務後自動点呼を下記のとおり終了したいので届出します。

記

１．乗務後自動点呼を終了する理由

２．終了する営業所・車庫の名称、位置

|  |  |
| --- | --- |
| 営業所・車庫の名称 | 営業所・車庫の位置 |
|  |  |

３．終了予定日 令和 年 月 日

別 紙 １

# 乗務後自動点呼の実施に係る宣誓書

事業者名 代表者名 営業所名

宣誓事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 運用上の遵守事項 | 宣誓（✔チェック） |
| １． | 事業者は、乗務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に記載するとともに、運転者、運行管理者等及びその他  の関係者に周知すること。 |  |
| ２． | 事業者は、自動点呼機器の使用方法や故障時の対応等について運転者、運行管理者等及びその他の関係者に対し、適切に教育・指導を行うこ と。 |  |
| ３． | 事業者は、所定の場所以外で乗務後自動点呼が行われることを防止するため、乗務後自動点呼に用いる自動点呼機器が持ち出されないよう必要な措置を講じること。 |  |
| ４． | 事業者は、認定製作者等が定めた取り扱いに基づき、適切に使用、管理  及び保守することにより、自動点呼機器を常に正常に作動する状態に保持すること。 |  |
| ５． | 運行管理者等は、各運転者の乗務後自動点呼の実施予定及び実施結果を  適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。 |  |
| ６． | 点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合には、運行管理者等が運行状況を確認する等の  適切な措置を講じることができる体制を整備すること。 |  |
| ７． | 事業者は、運転者が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整  備すること。 |  |
| ８． | 事業用自動車の不具合等、運行管理者等に対し早急に報告する必要があ  る事項については、乗務後自動点呼の実施にかかわらず、運転者から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。 |  |
| ９． | 運転者の酒気帯びが検知された場合には、運行管理者が対面で運転者の酒気帯びの状況を確認する等の適切な措置を講じることができる体制を  整備すること。 |  |
| １０． | 自動点呼機器の故障等により乗務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、乗務後自動点呼を実施する営業所等の運行管理者等による対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えるこ  と。 |  |
| １１． | 事業者は、生体認証機能に必要な生体情報等個人情報を取り扱うことに  ついて、あらかじめ、対象となる運転者の同意を得ること。 |  |

別 紙 ２

# 乗務後自動点呼の変更に係る宣誓書

事業者名 代表者名 営業所名

宣誓事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 運用上の遵守事項 | 宣誓（✔チェック） |
| １． | 事業者は、乗務後自動点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に記載するとともに、運転者、運行管理者等及びその他  の関係者に周知すること。 |  |
| ２． | 事業者は、自動点呼機器の使用方法や故障時の対応等について運転者、運行管理者等及びその他の関係者に対し、適切に教育・指導を行うこ と。 |  |
| ３． | 事業者は、所定の場所以外で乗務後自動点呼が行われることを防止するため、乗務後自動点呼に用いる自動点呼機器が持ち出されないよう必要な措置を講じること。 |  |
| ４． | 事業者は、認定製作者等が定めた取り扱いに基づき、適切に使用、管理  及び保守することにより、自動点呼機器を常に正常に作動する状態に保持すること。 |  |
| ５． | 運行管理者等は、各運転者の乗務後自動点呼の実施予定及び実施結果を  適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。 |  |
| ６． | 点呼を実施する予定時刻から事業者があらかじめ定めた時間を経過しても点呼が完了しない場合には、運行管理者等が運行状況を確認する等の  適切な措置を講じることができる体制を整備すること。 |  |
| ７． | 事業者は、運転者が携行品を確実に返却したことを確認できる体制を整  備すること。 |  |
| ８． | 事業用自動車の不具合等、運行管理者等に対し早急に報告する必要があ  る事項については、乗務後自動点呼の実施にかかわらず、運転者から運行管理者等に対し速やかに報告するよう指導すること。 |  |
| ９． | 運転者の酒気帯びが検知された場合には、運行管理者が対面で運転者の酒気帯びの状況を確認する等の適切な措置を講じることができる体制を  整備すること。 |  |
| １０． | 自動点呼機器の故障等により乗務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、乗務後自動点呼を実施する営業所等の運行管理者等による対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えるこ  と。 |  |
| １１． | 事業者は、生体認証機能に必要な生体情報等個人情報を取り扱うことに  ついて、あらかじめ、対象となる運転者の同意を得ること。 |  |